

第103号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1・2（略）				1・2（略）			
3 交付手数料				3 交付手数料			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1～9	(略)	(略)	(略)	1～9	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)	10	(略)	(略)	(略)
				11	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1件につき 800円
11	(略)	(略)	(略)	12	(略)	(略)	(略)

4 (略)

4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。